令和７年４月１日
江東区立深川第八学校
校長　　齊藤　泰弘

令和７年度 江東区立深川第八中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第１３条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条）
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

１　いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第４条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

また、「いじめは、どの学校･学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第８条に基づき、いじめの未然防止・早期発見･早期対応に取り組む。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、二次被害（不登校、自傷行為、仕返し行動など）を未然に防ぐため、いじめられている生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第８条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

２　いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「深川第八中学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

令和７年度　江東区立深川第八中学校いじめ対策委員会　委員名簿

役職	職名等	氏名	○印
委員長	校長		○
副委員長	副校長		○
副委員長	教諭・生活指導主任・２学年		○
以下 委員	主幹教諭・教務主任・１学年		
	主幹教諭・１学年主任		○
	指導教諭・２学年主任		
	主幹教諭・３学年主任		
	主任教諭・３学年・特別支援教育コーディネーター		○
	主任教諭・７組主任		
	主任教諭・特別支援教育コーディネーター		○
	養護教諭・保健主任		○
	特別支援教室専門員		○
	スクールカウンセラー		○
	スクールソーシャルワーカー		
	別室指導教室支援員代表		○
	保護者	ＰＴＡ会長・副会長	
	地　域	学校運営協議会委員の１０名	

※　○印の委員は、教育相談部会の参加者。

【深川第八中学校いじめ対策委員会（定例会）及び校内委員会（教育相談部会）の主な役割】

(1) 定例会では学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
(2) いじめの相談・通報の窓口となる。
(3) 年間５回、定例会（学校運営協議会）を開催し、現状の確認や対応の方針等を協議する。
(4) 週１回、校内委員会（教育相談部会）を開催し、生徒の情報交換や対応の方針等を協議する。
(5) いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。また、今後の指導・援助の体制の構築、方針についての協議等を行う。
(6) 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。

3　いじめの未然防止の取組

(1)わかる授業づくり‥‥児童・生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容【箇条書き】
- 「こうとう学びスタンダード」を実践する。
- 基礎学力の定着に向けた「朝学習」、「定期考査前補習」、「長期休業中補習」、「年各２回の三教科（国、数、英）学習コンテスト」を実施する。
- 英語と数学の少人数指導を実施する。土曜・放課後学習教室を実施する。

(2)道徳教育の充実‥‥「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容【箇条書き】
- 道徳の授業を年間３５時間以上確保し、おもいやりや人権について理解を深める。
- 道徳授業地区公開講座を行い、保護者・地域有識者と生徒の健全育成について理解を深める。
- 東京都道徳教育教材「心みつめて」を道徳の授業で有効活用する。
- 道徳教育の一環として、いじめについて考える授業、命の大切さについて考える授業を全校的に実施する。
- 人権教育として、３ 年間を見通した一貫性のある指導を行い、多様性への理解を深めるとともに、お互いを個性や特性を尊重し合えるような態度を育成する。
  １学年：ブラインドサッカー体験学習、２学年：手話体験学習、３学年：LGBT 関連出前授業

(3)体験活動の充実‥‥他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動（ソーシャルスキル・トレーニング等）を、体系的･計画的に実施する。

具体的な取組内容【箇条書き】
- 人権教育に関わる出前授業などを通して、他者を思いやる心を育てる。
- 学校行事などで役割をもたせ、責任を果たす大切さ、仲間と協力することの大切さを体験することで、いろいろな立場にたって物事を考える力を育成する。

(4)学級経営の充実‥‥学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童・生徒の自己肯定感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容【箇条書き】
- クラスや行事などの係活動の「反省」「振り返り」を学級活動で行うことにより、学級や学年における自己有用感を醸造する。
- 友だちのよいところを見つけ、発表する活動を全校で実施する。
- 人権教育プログラム（学校教育編）を適宜有効活用して、人権教育の推進を図る。

(5)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策‥‥全校生徒の Chromebook の使用方法や、インターネット・スマートフォンの使用状況等の現状把握に努め、生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容【箇条書き】
・警察や専門機関と協働し、インターネット等の適切な使用を啓発する機会を設ける。
・保護者会や学校だよりを通して保護者への情報提供、啓発活動を随時行う。
・生徒会本部が中心となり、年に１回ＳＮＳ学校ルールを見直すことを通して、ＳＮＳの適切な利用方法を身に付けさせるとともに、ＳＮＳによるいじめの未然防止に努める。
・「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引き」を有効活用して、指導に役立てる。

(6)「SOS の出し方に関する教育」の推進‥‥生徒が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、全校生徒に対して繰り返し指導を行う。

具体的な取組内容【箇条書き】
・全学年でＤＶＤを活用した授業を年間１回以上実施する。
・朝礼等における校長講話や学級活動等による講話を年間１回以上実施する。
・教員との信頼関係を築くほか、ＳＣとの関わりを持てるようにする。
・信頼関係づくりのツールとしてデイリーノートを活用し、毎日、コメントのやりとりを実施する。

(7)いじめ防止に関する研修の実施‥‥いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方、実際にいじめが起きた場合の具体的な対応方法など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容【箇条書き】
〇いじめ防止に関する職員研修を年間３回（４月、６月、１１月）実施する。
・４月の研修では、「江東区いじめ防止基本方針」「『いじめ見逃し０』を目指す」の内容について全教職員に周知する。また、「江東区立深川第八中学校いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止に関する年間計画」について全教職員で共通理解を図る。
・６月、１１月の研修では、ふれあい月間の取組の一環として、「人権教育プログラム」「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引き」を活用して研修を深める。

4　いじめの早期発見のための取組

(1) アンケート調査の実施‥‥いじめを早期に発見するために、年間３回、生徒に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容【箇条書き】
- アンケートの実施。
- 当該生徒へのヒアリング、指導。
- 関係保護者との協力・連携。

(2) 教育相談の実施‥‥定期的な教育相談期間を設けて、全児童・生徒を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容【箇条書き】
- 新入生全員にスクールカウンセラーが面談・相談活動を実施する。
- 生徒及び保護者がカウンセリングのため相談室を訪問できる機会を、毎週（火）（金）に設ける。
- 週に１回生活指導部会と教育相談部会を行い、生徒の状況について情報交換と情報共有を図る。

(3) 個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用‥‥連絡帳等を活用して、生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容【箇条書き】
- 全学年でデイリーノートを活用し、生徒の心の動きの把握に努め、早期対応を図る。
- 保護者との信頼関係を構築できるよう日頃から取組、日常的な電話連絡、家庭訪問など連絡体制の強化を図る。
- １１月に１学年と２学年において生徒と担任による二者面談を行い、生徒の悩みや困りごとを確認し、いじめの未然防止や早期解決につなげていく。

5　いじめに対する早期対応

(1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。

(2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。

(3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。

（※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも３ヶ月を目安）。
②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。

(4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童・生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童・生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。

(5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6　重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

(1) 法に規定されている「重大事態」の定義

① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童・生徒が自殺を企図した場合等)

② いじめにより児童・生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

① 学校は、重大事態が発生した場合、(児童・生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときその他の重大事態の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。)、教育委員会へ事態発生について報告する。

② 学校は、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者において「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、(1)②に定める重大事態については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。

③ いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

④ 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。

⑤ 学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

＜文部科学省 HP より＞

・いじめ解消とは「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。
いじめが『解消している』状態とは、次の２つの条件が満たされているものをいう」と明記。

条件の 1 つは、「被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が相当の期間継続していること」とし、相当の期間については３か月を目安としている。

もう 1 つの条件は、「被害者が心身の苦痛を受けていないこと」。被害者本人や保護者への面談などで心身の苦痛を感じていないかどうか確認すること、いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察する必要があることを記している。